

趣 旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

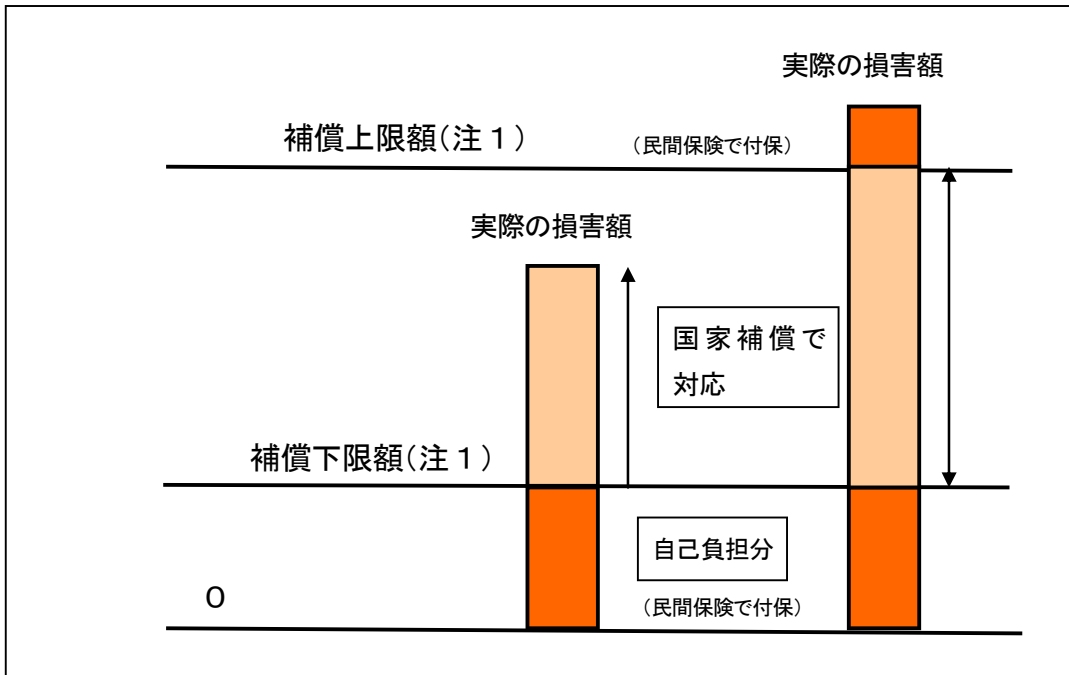
【本法案の効果】

- ① **広く全国で**安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を**多くの国民の鑑賞に供する**ことで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

施行期日

平成23年4月1日

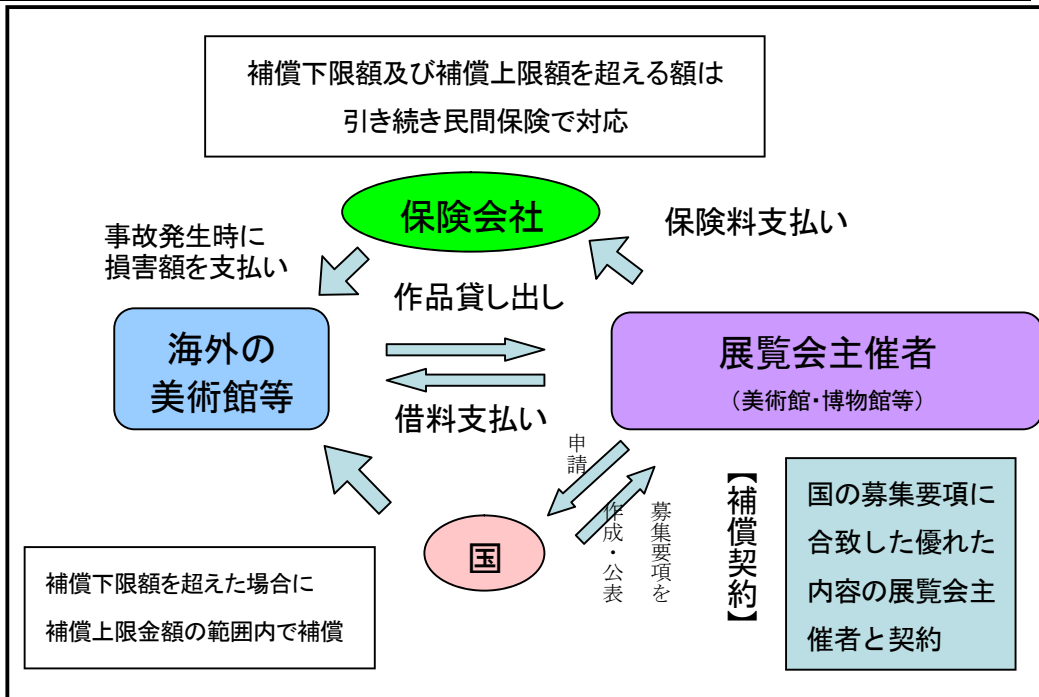
1. 美術品国家補償制度における展覧会の補償額の範囲



(注1) 政令で定める額(補償下限額は一般損害と地震等の特定損害に分ける。)

(注2) 一会計年度の予算で定める額(年度によって変動)で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。

2. 美術品国家補償制度における関係者の契約関係



- ・国は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会主催者と締結する。
- ・国の補償は、美術品の所有者等の請求に応じて、その損害総額が補償下限額を超える場合に、その超過額(ただし、補償上限額の範囲内)を所有者に支払う。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案要綱

第一 法律の目的等

一 目的

この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とすること。
(第一条関係)

二 定義

- この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。
- (一) 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいうものとする。
 - (二) 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいうものとする。

イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に

規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

（第二条関係）

第二 補償契約の内容等

一 補償契約

1 政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができるものとする。

（第三条第一項関係）

2 1の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならぬものとする。

（第三条第二項関係）

3 1の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならぬものとする。

（第三条第三項関係）

二 補償金

1 補償契約による政府の補償は、次に掲げる場合において、それぞれに定める額（それぞれの場合のいずれにも該当する場合にあってはそれぞれに定める額の合計額とし、それぞれに定める額又はそれぞれに定める額の合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第二の四の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によつて算定するものとする。

（第四条第一項関係）

（一）当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（二）において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定

める額を超える場合 その超える額

(二) 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。

）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

（第四条第二項関係）

三 補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあつては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（第五条関係）

四 対象美術品の取扱い

補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならないものと

すること。

(第六条関係)

五 補償契約の解除

政府は、当該補償契約に係る展覧会が第二の一の二に規定する要件を満たさなくなったとき又は当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が第二の一の三に規定する要件を満たさなくなったとき若しくは第二の四の規定に違反したとき等は、将来に向かって補償契約を解除することができるものとする。

(第十一条関係)

六 その他

1 報告の徴収、補償金の支払を受ける権利の時効、補償金を支払った場合における残存物代位及び請求権代位等について定めること。

(第七条から第十条関係)

2 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌するものとする。

(第十二条第一項関係)

3 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第十二条第二項関係)

4 文部科学大臣は、補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができるものとする。
(第十三条関係)

5 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。
(第十四条関係)

第三 施行期日

一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。
(附則第一項関係)

二 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を改正すること。
(附則第二項関係)

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。
 - イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館
 - ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(補償契約)

第三条 政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。

2 前項の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3 第一項の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる

損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（補償契約の締結の限度）

第五条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品

の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（対象美術品の取扱い）

第六条 補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

（報告の徴収）

第七条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会的主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

（時効）

第八条 補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（残存物代位）

第九条 政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権につ

いて当然に当該所有者に代位する。

(請求権代位)

第十条 政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権(第二号において「所有者取得債権」という。)について当然に当該所有者に代位する。

一 政府が支払った補償金の額

二 所有者取得債権の額

(補償契約の解除)

第十一条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

一 当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

ロ 第六条の規定に違反したとき。

ハ 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ニ 当該補償契約の条項に違反したとき。

(業務の管掌)

第十二条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第十三条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手續その他この法律を実施するため必要な事項

は、文部科学省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十二年法律第 号)第十二条第二項」を加える。

理由

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案新旧対照条文

目次

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号） 1

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案新旧対照条文

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十二年法律第 号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （同上）</p>

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案参照条文

目次

○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）	1
○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	2
○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）	3

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2・3 （略）

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十七条 （略）

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5～8（略）

9 この法律において「外国損害保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者をいう。

10～42（略）

（免許）

第三条（略）

2・3（略）

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと。

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であって、前二号に掲げる保険に係るもの

5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険（次号に掲げる保険を除く。）

二 前項第二号に掲げる保険

三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

6 (略)

(免許)

第八十五号 (略)

254 (略)

5 外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

6 (略)

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

(文化審議会)

第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百八十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2・3 (略)